

# 地帯別にみたる農業所得の分析

—昭和二十一年度新潟縣における實態調査の報告—

—本研究所委託研究—

井 上 龍 夫

## 目 次

- 一、前 言
- 二、調査要項
- 三、調査村、部落、農家の概況
  - 1、水稻地帯—岩室村
  - 2、果樹地帯—新飯田村
  - 3、養蠶副業地帯—廣瀨村
- 四、地帯別にみたる農業所得の形成
  - 1、概 観
  - 2、一反歩當農業所得の形成
  - 3、農業従事者一人當農業所得の形成
  - 4、組収益の構成
  - 5、農業經營費の構成
  - 6、諸負擔の構成
- 五、結 言 (摘要)

## 一、前 書

昭和二十二年三月下旬、われわれは新潟縣において水稻、果樹、養蠶副業の三地帯三ヶ村を選び、所謂聴取法により過去一年間における農業所得形式の實態を調査した。本稿は之が結果報告である。

現在進行しつつあるインフレーションの下において農業經濟も亦異常なる膨脹をなしつつある。併しそれが農業再生産の基礎的條件を整備しつつ、而も農業餘剰の擴大を示すものであるかどうかは疑はしい。又一般的に農村インフレと言つても經營方式或は經營規模等の相違により、そこに自ら差異のあることが想像される。かうし

た點を農家經濟の主軸をなす農業所得の面において把握するのが本調査の目標であつた。後で知られる如く、或地帯では聴取に苦心を要するが、得たる數字は相當正確であるに反し、或地帯では記帳が出来てゐて聴取は容易であるが、その數字には欺瞞が含まれると云ふ様な調査上の困難はあつたが、充分照査を行つたので結果は可成り實狀に近いものと思ふ。併し之はあくまでも新潟縣における特殊地帯の調査結果であり、これを以てインフレーション下の農村一般を推測することは危険であらう。

(註一) 調査者は宇都宮農林專門學校農業經濟科教官五名と學生三三名であつて三班に分れて調査した。調査にあつては新潟縣廳農務課の齋藤事務官に一方ならぬお世話にあつた。

(註二) 戦時中から今日のインフレーション期にかけて我國農家の貨幣經濟上の訓練は相當出來たと考へられるにも拘はらず、果樹地帯を除いては舊態依然たる状態で貨幣側面よりの調査の困難を泌々と感じた。米、甘藷、馬鈴薯、蒔等の如く一時に收穫して相當量を供出、或は費消する場合は記憶も鮮かだし、記帳されてゐる場合も多いが、收穫時期の長い農産物、例へば、茄子、南瓜、卵の如きはつきりしな

い。經營費の方にしても、配給制に便乘して貨幣計算はすべて實行組合長にまかせ、請求されるまゝに支拂つてゐると云ふ有様であり、農業經營を貨幣的・綜合的に見てその收支を考へると云ふ様な合理的な所は全然見られなかつた。之に反し果樹地帯では貨幣計算に鋭敏で、課税の大きなことを恐れてか、自ら數字を案出してゐると云ふ有様で商業的農民の感を深うした。

## 二、調査要項

本調査において、農業所得とは農業粗収益より農業經營費及び諸負擔を差引ける額を言ふ。但し經營費中には雇傭勞力費は含まれるも、自家勞働(自勞)の報酬は見積られて居ない。家族勞作經營においては、自家勞働報酬は經營費であり乍ら同時に收入として觀念され、農業所得を形成するものと考へられるから。

調査票の構成は大略次の通りである。

A、經營概況 之は二表に分れ第一表では農家の家族と勞力構成及び年間農業従事日數が問はれ、第二表では種目別經營地面積及び小作料額が問はれる。

B、粗収益の構成 農業粗収益は次の五項目に分れ、各項目

について「供出」家計消費」その他」に分けて調査した。「その他」の項には正規のルートでない販賣、物交等を入れた。現金収入は「供出」と「その他」との合計である。

1、耕種作収入（裏作が殆んど無いので水稻作と畑作）

2、養蠶収入（養蠶副業地帯のみ）

3、果樹作収入（果樹地帯のみ、梨、桃、ぶどう）

4、畜産収入（成鶏、鶏卵、兎）

5、農産加工収入（主として菓子加工、水稻地帯のみ味噌、醬油を含む）

C、農業經營費の構成 農業經營費は肥料費、種苗費、飼料費、加工原料費、小家畜費、諸材料費、雑費（以上は生産

手段に轉形する資本部分であつて、帝國農會「農業經營調査」における第一支出に相當する。以下「第一類經營費」と呼ぶ。）及び小農具費、農具部分品費及び修繕費、動力費、

借入畜力費、雇傭努力費（以上は労働及び労働手段に轉形すべき資本部分、以下「第二類經營費」と呼ぶ）

農業粗収益より第一類及第二類經營費を差引いたものが「農業餘剰」であつて生産の成果はこれと經營方式、經營規模とを對比することによつて究明される。

D、諸負擔 諸負擔は分配關係の支出であつて地租、家屋税、乙種專業所得税、農業會費、水利組合費、耕地整理組合費、部落協議會費等は農業生産に由來する所の公租公課と小作料とから成る。

本調査は農業粗収益と農業經營費及び諸負擔とを對比させて農業所得形式の状況を地帯別に比較検討することを目的とし、農業經濟と云ふ個別經濟を綜合的に把握せんとするものではないから目的に副ふ限り調査事項が簡略化されてゐる。次の諸點に注意して欲しい。

1、茲で農業粗収益とは農家がその經營地の上であげた農業生産の成果を指す。従つて小作料収入はもとより、自家以外で得た農耕勞賃などは含まれない。

2、農業生産を貨幣價值を以て測定せんとする限り、使用價值生産にすぎぬ自家消費量を評價、加算することは無意味とも考へられよう。

(註) かゝる事情の爲め悉皆調査を斷念して間違ひの少なうな農家を選定したのであるが、大半の農家は果樹園を普通畑にしたまゝの架空収入を算出し、之と實際の經營費とを對比させることによつて農業所得が實際より少くなる様にわれ／＼に語つた。こう云ふわけで果樹地帯の農業粗収益、従つて餘剰、所得共に相當割引されてゐることは注意を要する。二反から多い所では四反も、果樹園を表面上は普通畑に化けさせてゐるのであるから一萬圓から二萬圓程度の誤差になる。

併し家計費をも兼業所得をも同時に取扱はず、農家經濟と云ふ個別經濟より農業經營部門のみを抽出獨立せしめて價値の流出流入關係を見んとするこの調査においては、家計部門への仕向も擬制的に賣却と見做すを適當と考へたのである。この評價は原則として公定價格を以てした。

3、經營内部の仕向は同一部門間の流通であるから計上しない。例へば種穀、糞糞蠶沙、家用の俵、吠の如き、若し俵をつくつて供出木包装に用ひた場合に、之を農産加工收入として計上するとせば、經營費中の包装材料費として同額を計上しなければならぬ。相殺されるだけのことである。又堆肥の如き中間生産物の評價は頗る難しいが、原材料の桑以外の失費の大部分は労働費のみであるから之も計上しないこととした。桑等原材料は經營内部の仕向として相殺され、家族労働報酬は所得中に含まれるから。但し落葉を購入する場合などは計上されねばならない。

4、農舎、大農具の減價額は 期首の計價額 - 將來の残存年數 として計

算し、經營費を構成するのが通常である。併し今日の様なインフレーション期に於て、一年間だけの動きを觀るに之は計上するに値するであらうか、疑問なきを得ない。長期にわたる場合なら兎に角、貨幣價値の變動甚だしい短期の觀察において之を計上するとせば、收入部面においてもかゝる資本設備の期末價額の期首價額に對する純増加額が計上され、收支兩部門間の差が所謂 *Net Cost* として取扱はねばならない様にも思はれる。併しこの點確信はない。唯聽取調査の關係から農機具、建物の價格變動の著しい今日、これらの評價を農家に委せることは不正確を自ら招くに等しいので、前記の理由と相まつて本調査では減價額は一切計上しないこととした。又これと關聯して大家畜の販賣收入、購入費、大農具の購入費等資本設備のものに關する價額は一切計上しない。唯部分品の如き消耗品及び修繕費は擬制的なものでないので計上した。

(註) 當雇は便宜上家族員と見做した。従つてその報酬は雇勞力費には入つてゐない。

### 三、調査村、部落、農家の概況

農林省「農家經濟調査」の缺陷は簿記帳能力に左右されて調査農家が中農以上に偏り勝ちであり、農家經濟をそれが實際にあるよりも一層よい光において描寫する點にある如く言はれる。この弊を除くためには典型村の悉皆調査或は計畫的抽出調査を行はねばならない。又かゝる農家を何かの指標により分類し夫々の群を比較せんとする場合には各群について平均的な農家を想像することになるから、比較を容易ならしめる爲めには夫々の群に屬する農家は可及的に同質性を保持することが必要である。以上二點よりしてこの調査においても經營方式の大體同様な農家を有する地帯を選ぶこと、同一地帯においては一部落の悉皆調査を行ふこととして調査村及び部落を選定した。(但し果樹地帯においては餘儀ない事情の爲め部落の悉皆調査が出来ず、止むなく抽出調査を實施した。調査村及び部落名は次の通りである。

水稻地帯 新潟縣西蒲原郡岩室村横曾根部落

果樹地帯 新潟縣中蒲原郡新飯田村

養蠶副業地帯 新潟縣北魚沼郡廣瀬村山口部落

#### 1. 水稻地帯—岩室村

岩室村は彌彦山麓に位し西蒲原の田所である。農家總戸數七一五戸にして耕地面積、田九五八町一反、畑八三町六反、従つて一戸平均田一町三反、畑一反であるから水田單作經營の村であると言へよう。水田は概ね一毛作田(最近では麥裏作も若干見られる)、畑作物は甘藷、馬鈴薯、大豆、大根、玉葱、茄子等で殆んど自給畑であり僅かに大根、玉葱、茄子を販賣する程度にすぎない。従つて都市近郊農村や畑作農村に見られる様な曇景氣は殆んど見られない。

調査部落横曾根は、農家戸數二二八戸、水田面積五四町六反、畑面積三町八反、従つて畑は耕地の僅か七%にすぎない。經營地面積別及自小作別農家數は次の通りである。

自作	一町	二町	三町	三町以上	計
	1	1	3	3	
	1	1	3	3	
	1	1	3	3	
	1	1	3	3	
	1	1	3	3	5

自作	1	1	2	5
小作	4	5	4	6
計	4	6	9	11

調査農家二六戸中、四戸を除いて各戸一頭づゝ牛馬が入つてゐる。馬一八頭、牛四頭。従つて畜力利用の水田經營である。大農具は耕耘機七臺、畜力除草機二臺、脱穀機一九臺、穀摺機八臺、精米機七臺、モーター二〇臺、運搬用として馬車一六臺、リヤカー一三臺、加工機械として製繩機一四臺、竊打機三臺、製蓆機二臺が入つてゐる。冬季の藁加工は相當盛で一戸當繩の生産高は三六〇貫である。俵、叭、蓆は自家用程度にすぎない。

鶏飼養農家一三戸（一戸當七羽）。兎飼育農家六戸（一戸當二匹）。以上が大體部落の經營概況である。

(註) 水稻單作經營なる爲の米の供出については相當限制である。三月末において部落割當五二、七一九俵に對して供出意二、〇三四俵であつて七五%程度にすぎない。供出割當を反當平均にみれば四・八俵であつて、部落長の話によれば今年の收穫は反當五俵乃至五俵半とのことであるから、保有米を確保して而も供出を完了することは相當無理

の様である。戦前は金肥を多量に使用して八俵は樂に收穫してゐたが、金肥が杜絶し收量が落ちて來たにも拘らず戦時増産運動に刺戟されて養實の爲め指導者が過大の申告をした。その餘弊に禍されて過重割當になつたものであるとは部落の人の異口同音に語る所である。米の闇買もなくはないが、鹽、農具、肥料との物交であつて悪質のものは全然見受けられない。

## 2. 果樹地帯—新飯田村

新潟市より電鐵で約一時間餘、燕町で下車し、程遠からぬ村である。農家戸數一七八戸、水田面積八六町九反、畑面積一二五町六反と云ふ畑の多い小村である。畑面積中果樹園面積は昭和一七年には七二町で五七%を占めてゐたわけであるから果樹作を中心とする經營方式の村であると言へる。戦時中普通畑に轉換を勸告された結果、昭和二一年においては桃一〇町七反、ぶどう八町七反、梨二八町八反、合計三八町二反にして凡そ半減したることになつてゐるが、技師員の話では昭和一七年頃の八割以上は維持されておらうとのことである。大なる課税を免れん爲めに果樹園面積を普通畑と申告して畑冠りし

てみるわけである。

調査農家一七戸、自小作別及び經營地面積別農家数は次表の通りである。耕地面積合計一七町九反、その内、水田三町一反、普通畑九町二反、果樹園五町六反（内梨二町九反、ぶどう二町、桃六反）である。畑作としては麥類、大豆、いも類が主で、果樹園の下作として麥が栽培されてゐる。果樹の品種としては梨は晩三吉、廿世紀で、ぶどうはキャンベルス、甲州で、桃は大統領である。反當收量は品種、樹齡により異なるが大體梨二〇〇貫、

自 小 作	五反	一町	一町	一町	計
	未 滿	一町	一町	二町	
小 作	二	五	一	一	三
計	二	七	四	四	七

三五〇貫、桃一二〇貫、ぶどう一五〇貫、ぶどう一五〇貫、〇〇貫位である。果實は村の間屋を通して販賣し、又燕町からの買出しに直接賣る。

牛馬を飼育する農家は調査農家中一戸もない。鶏（三羽）を飼ふ農家一戸、水田僅少なる爲め菜加工は全然無

く又大農具も噴霧機、リヤカー程度にすぎない。

### 3、養蠶副業地帯—廣瀬村

新潟市より上越線で約五時間、小出町で只見線に乘換へて一五分で達する新潟縣山間部の僻村であり、新潟縣内でも特に豪雪を以て知られる。調査時の三月下旬に於ても積雪三米餘に及んでゐた。

農家戸數一、二五戸、田四〇一町、畑二三四町、従つて一戸當田三反五畝、畑二反一畝と云ふ貧弱さである。畑の二―三割が桑園である。養蠶狀況について新潟縣の平坦部と山間部とを比較すると、養蠶農家の農家總戸數に對する割合は、前者一五%に對し、山間部は六八%であつて養蠶農家は相當多いが、群馬縣、長野縣等に見られる大規模、積極的な養蠶經營ではなく、恵まれざる環境と狭小なる經營地の下に於ける家計補充の爲めの副業的な養蠶であることは注意を要する。さうした意味では養蠶副業地帯として養蠶にアクセントをおいて、水稻、果樹地帯と對照することは不當であつて、寧ろ日本農村の限界に位する、養蠶を取入れた一小山村の農業所

得調査と言つた方が適切であらう。但し山村と言つても  
 林業収入は殆どない。

調査部落は山口部落、調査農家二三戸を經營地面積  
 別、自小作別に見れば次表の通りである。

	六反未満	六反	八反	一八反	計
自作	六	五	二	二	三
小作	四	四	二	二	〇
計	一〇	九	四	四	三

調査農家全體の耕地面積は一五町二反、内水田九町二  
 反、普通畑四町、桑園二町、従つて桑園面積は耕地面積  
 の一四%、畑の五三%である。水稻反收五俵、畑作物の  
 反收も普通であつて、一戸當耕地面積小なる爲め田畑共  
 に自給的色彩が強い。養蠶についてみれば、反當收桑量  
 は、普通桑園二〇〇貫、秋蠶専用桑園一五〇貫、二〇〇  
 貫、掃立卵量は普通桑園一反に付き春蠶一五瓦、秋蠶五  
 瓦計二〇瓦、秋蠶専用桑園は秋蠶一五瓦である。秋蠶専  
 用桑園には馬鈴薯、春蒔大根を間作する。

牛飼育農家二戸、大農具の個人有は脱穀機三臺、製蒞

機一臺、製繭機一臺、リヤカー七臺、畜産物は鶏卵、兔、  
 羊毛（一戸）である。昨年より綿羊を 育し始めた農家  
 が三戸ある。農産加工としては俵、叭、繩、蒞がある  
 が材料である藁に制約される爲め水稻地帯に比較すれば  
 とるに足りない。

#### 四、地帯別にみたる農業所得の形成

水稻地帯、果樹地帯、養蠶地帯別に調査農家群を平均  
 化し、一戸の代表農家としてその所得形式を比較する。

この場合、同質性と標本数との検討からしてその代表性  
 が、従つて又その結果に基く推論の範圍が一般的に問題  
 とならう。茲ではその吟味をしない。一村一部落の調査  
 にすぎないから大したものも言へないが、大體の傾向と  
 しては新潟縣における都市近郊農村を除いた夫々の地帯  
 の農家を代表するものと見做してよからう。

(註) 先に「農家經濟調査」の缺陷を指摘して「實際よりも  
 よい」と言つたが、われ／＼の調査もこうして平均化して  
 みればその弊に陥いつてゐることを認めざるを得ない。例  
 へば、水稻地帯について言へば村平均の農家一戸當耕地面



續は田畑合計一町四反であるに對し、調査部落の農家一戸當平均耕地面積は第一表に見られる様に二町二反で平均より大きい。之は部落の選び方において充分の吟味が足りなかつたことを示す。

唯われ／＼の調査は部落の番皆調査である爲め階層別に分類し、各層における所得形成の状況を知ることが出来る。「農家經濟調査」は標本調査である爲にこれが出来るのである。僅かに第一種農家と第二種農家との區別が

第一表 一戸當經營概況

地帯	家族		農業従事者		經營面積			内小作地		小作地割合 A/B%
	員數	農業者數	田	畑	果樹園	桑園	計	田	畑*	
水稲地帯 A <sup>※</sup>	七五 <sup>人</sup>	三三 <sup>人</sup>	二二 <sup>町</sup>	〇・〇五 <sup>町</sup>	〇・〇三 <sup>町</sup>	〇	二・三五 <sup>町</sup>	一・二六 <sup>町</sup>	〇・〇六 <sup>町</sup>	六〇%
果樹地帯 B	七一	三一	〇・一八	〇・〇四	〇・〇三	〇	一・〇五	〇・〇一	〇・〇六	六八%
養蠶地帯 C	七三	三〇	〇・〇四	〇・〇七	〇	〇・〇九	〇・〇六	〇・〇三	〇・〇八	六六%

\* 桑園、果樹園を含む。

\*\* 以下水稲地帯平均農家をA、果樹地帯のそれをB、養蠶副業地帯のをCと呼ぶ。

平均農家の家族員數、農業従事者數共にA、B、Cの順に幾分小さくなつてゐるが、大體七人の家族で働き手は正味三人と言ふ程度である。

(註) 勞働日數より見て主として農業に従事より者を一と

來るのみ。各地帯毎に階層別所得形成状況を附表一に掲げる。數字のみであるが平均數字を是正する意味で必ず参照されたい。(その詳細な説明は別稿にゆづる。)

1. 概観

各地帯別に一戸當經營規模を示せば次の通りである。大家畜及び大農具の導入状況は前節参照。

し、従として農業に従事するものを〇・五として算出した。耕地面積はAが最も多くて二町二反五畝、その中水田が九三%を占め畑は僅か七%の一反五畝にすぎない。Bは一町五畝中、畑が最も多く五一%を占め、果樹園之に

次ぎ(三三二%)、水田は一七%の一反八畝である。Cは僅か六反六畝を有し、その中、水田四反(六〇%)、畑一反七畝(二六%)、桑園九畝(一四%)である。A、B、C、

いづれも小作兼自作農家である。

かゝる農家の所得形式の概略を第二表に示す。

第二表 農業所得概況

地帯	粗収益 A	農業経費		計 B	農業餘利 A-B	諸負擔 C	農業所得 A-(B+C)
		一	二				
A	七、七三三 円	三、三三三 (四三・三%)	四、四〇七 (五八・八%)	七、四三三 (九六・八%)	三〇、二九六 (一〇〇%)	二、四七五	七、八三三 円
B	四六、〇三三	一六、四二九 (八八・一%)	二九、六〇四 (六四・二%)	一八、六三三 (一〇〇%)	元、三三八	一、四三三	七、四三三 円
C	一〇、五〇〇	三、五四八 (三三・八%)	三、九五二 (三七・三%)	八、五〇〇 (一〇〇%)	九、七三二	四、九三二	九、三三二 円

\* 圓以下は四捨五入したが、原数字に就て四捨五入したため一、二の合計と必ずしも合はない。

粗収益はBが最も多く四八、〇二三圓、次いでAの三七、七三七圓、C地帯は一〇、五八〇圓である。粗収益中現金割合をみると(第八表参照)Aが七六・七%(二八、九二七圓) Bが七七・一%(三七、〇〇三圓)、Cが三七・七%(三、九八五圓)で果樹地帯の多いのは當然として、水稻地帯の現金化割合が多いのは水田面積が大なる爲め

飯米が生産總量の一部を以て足りること、及び農産加工の現金化が大なることに基くものである。それにしても絶対額において、BとAとは八千圓の開きをもち、CはBの一割強にすぎない。養蠶副業地帯は現金が粗収益の半端に足らず自給的色彩が強い。若し養蠶がなかつたとすれば現金化割合は二七%に下る。

圖かゝる粗収益に對して經營費の方はどうであらうか。

Aに於ては粗収益の二〇%、Bに於ては三九%、Cに於ては八%が經營費にあたる。Bの經營費は二萬圓に近い老大なものであるが、その八八%は肥料、材料等云は生産手段を構成する第一類經營費をなす。之を以てこの地帯の、現在に於ける果樹經營の特質を知ることが出来る。之に反しAは五五%が小農具費、修繕費、雇傭勞賃等からなる第二類經營費にあたり、雇傭勞力依存度を示してゐる。Cは六對四であるが絶対額は比較にならぬ程小さい。(第五表参照)

かくて農業餘剰はAが最も多く三〇、二九六圓、Bは之より僅か九〇〇圓少く二九、三八八圓、Cは約その三分の一たる九、七二二圓にすぎない。即ち農業餘剰は水稻地帯が果樹地帯より多いと云ふ結果になる。併し三の(2)の註で述べた如く、果樹地帯で一戸當二一反の果樹園と普通畑とのすり替へが行はれてゐるとすれば、第三表より推計して凡そ一萬圓から一萬五千圓程度粗収益も農業餘剰も所得も増加することになる。従つて農業餘剰

は最低四萬圓と押へるのが事實に近いであらう。Cの農業餘剰がとびはなれて少いのは主として土地の狭少に基くものであるが、又養蠶が果樹作、畑作に比し反當收入(注三)の少いことにもよる。各地帯別に作物別反當粗收入を示せば次表の通りである。

第三表 作物別反當粗収益

地帯	水田作	畑作	果樹作	養蠶
A	一、四〇九 <small>(圓)</small>	二、〇二三 <small>(圓)</small>	一、四〇九 <small>(圓)</small>	一、四〇九 <small>(圓)</small>
B	一、三三三	三、四三四	八、二五五	一、四〇九 <small>(圓)</small>
C	一、一七二	二、六六一	一、四〇九 <small>(圓)</small>	一、四〇九 <small>(圓)</small>

即ち果樹、畑、養蠶、水田の順に反當收入が多い。之はこれら農産物價格の不均衡に基く一面、又數量に對する統制の程度のアンバランスによるものであらう。(三七四頁参照)言ひかへれば、供出強化の度合に反比例するのである。例へば畑作物反當粗収益がA、C、Bと畑面積の大なる順に多くなつてゐるのは開墾量の多によるものと見做される。(第九表参照)

諸負擔は小作地が多い爲めAが最も多い。Cにおいて

は乙種事業所得税の課された農家は一戸もない。諸負擔の粗収益に對する割合はA六・六%、B四・一%、C四・六%で課税の大を恐れてゐる果樹地帯が實は最も少い。

斯くて農業所得はA二七、八二二圓、B二七、四三六圓(推計數字三八、〇〇〇圓)、C九、二二九圓となる。この中現金はA一九、〇二二圓、B一六、四一七圓(推計數字二五、〇〇〇圓)、C二、六三四圓である。

(註一) 經營地面積別 水田粗収益の構成(水稻地帯)

經營地面積	供出	家計	その他	計
一町未満	二、三四七圓 (元・七)	四、五九四圓 (五・九)	九、九三三圓 (一〇・三)	七、九三三圓 (八・〇)
一―二町	一、六七六圓 (一・九)	四、八二二圓 (五・〇)	五、一八三圓 (五・三)	三、二六七圓 (三・三)
二―三町	三、〇三四圓 (三・三)	五、五二四圓 (五・八)	五、六六九圓 (六・〇)	三、二一〇圓 (三・三)

第四表 經營地面積と農業所得との相關表

所得	水稻地帯			果樹地帯			養蠶副業地帯			
	〇―一町	一―二町	二―三町以上	〇―五反	五―一〇反	一〇―一五反	一五―三〇反	四六反	六一―八八反	一〇〇反
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三―四町	五、四九一圓 (五・七)	七、五八三圓 (八・三)	三、六六三圓 (三・七)	四、六六九圓 (五・〇)
------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

水稻地帯の二六戸の調査農家を經營地面積別に分類し、水田粗収益に就て「供出」「家計消費」「その他」の額及び割合を見れば前表の如くである。

即ち經營地面積の大となるに従ひ供出割合は大きく、家計消費割合は小さくなる。

(註二) 果樹地帯全體の數字を推計により修正せんとも思つたが、聴取を尊重する意味で原型にとどめた。面積の點粗収益、餘剰、所得に就て注意されたい。以下この推計による場合推計數字と呼ぶ。經營費には僞りはない様である。

(註三) 養蠶の反當収入とは桑園↓桑葉↓掃立卵量↓收購量↓収入の關係において年々變遷を見たものである。

(附) 各地帯別に各農家に付き農業所得と經營地面積との相關をみれば次表の如し。

計	四	六	九	七	二	六	二	七	四	四	一	一	七	〇	九	四	三	二
五以上																		
一〇〇〇	一																	
二〇〇〇																		
三〇〇〇																		
四〇〇〇																		
五〇〇〇																		

2、一反歩當農業所得の形式

地帯別に耕地一反歩當農業所得の構成をみるに次表の通りである。

第五表 反當農業所得の構成

地帯	粗収益	農業經營費		農業餘剩	農業借負擔	農業所得
		一	二			
水稲地帯	一、六七〇	一、〇〇九	一、八二〇	三、四九六	二、〇二二	一、三六四
果樹地帯	四、七四一	一、五〇〇	二、二七五	一、九七九	一、八六三	二、六三三
養蠶副業地帯	一、六〇三	〇	〇	一、四〇三	〇	〇

表に見る如く、反當粗収益は果樹地帯最大で四、五七〇、水稲、養蠶副業兩地帯は略その三〇%程度にすぎ

ない。經營費は果樹地帯は一、七七五圓で、水稲地帯の

五・四倍、養蠶副業地帯の一四倍に達する。果實と畑作物より現金収入を得て金廻りのよい果樹地帯では金離れもよくて、少くとも必要程度には經營要品を購入するに反し、水稲地帯では現金の九二%を米に仰ぎ(第八表参照)而もそれが供出によつて収入に強い制約を受ける關係上出來るだけ金を節約せんとして差當つて必要なる第二類經營費には向けるも、肥料の團買などは少く云はゞ掠奪農法が進行しつゝあるとも見られる。養蠶副業地帯ではその程度は更に強い。従つて反當經營費の相違は果樹地帯の集約度の高さを示すと共に、他の兩地帯に於て再生

産の基礎が搖ぎつゝあることを示すものである。試みに昭和六年度の「農家經濟調査」に基き小池基之氏の計算された所によると、反當經營費（自家勞力費を除く）は

稲作農家が一二・五一圓、蔬菜園藝農家が五〇・一〇圓となり、後者は前者の四倍となる。之を一應の標準とし果樹地帯に於る經營費が單純再生産の可能な程度であるとすれば水稻地帯は反當一・一三圓即ち再生産維持額の四分一程度を自己消耗してゐることになる。果樹地帯の農家の話ではまだ肥料、材料が足りないとのことであるから、他の兩地帯の喰入り方は尙一層ひどいものと見てよからう。特に養蠶副業地帯は水稻地帯の三分の一程度の經營費で問題にならない。

反當農業餘剰は農家平均の場合とは逆で、果樹地帯最も多く、水稻地帯は最下位を占める。反當では養蠶副業地帯の方がよいのである。之を以て養蠶副業地帯の貧弱さは一戸當耕地面積の狭少に起因することが分る。

(註) 小池基之著「日本農業構造論」一四頁の表

3. 農業従事者一人當農業所得の形成

2. はいはゞ土地生産力に關するもので、それに對し茲では勞働生産力の地帯別比較を試みる。

第六表 農業従事者一人當農業所得の構成

地帯	租收益	農業經營費	農業餘剰	諸負擔	農業所得
水稻地帯	二、四三圓	二、三五圓	九、八二圓	七、五〇圓	八、四三圓
果樹地帯	一五、九二圓	六、〇一一圓	九、四八〇圓	六、〇〇圓	八、八八〇圓
養蠶副業地帯	三、六八圓	二、六二圓	三、三三圓	二、〇〇圓	三、八八圓

\* ( ) 内は現金所得を示す。

表では農業餘剰、所得共に果樹地帯、水稻地帯はさしたる差異を見ないが、本節より、分る様に水稻地帯では雇傭勞力を相當入れてゐるから實質的には果樹地帯とは可成りの開きがある。特に果樹地帯は推計數字では粗收益一八、七〇〇圓、農業餘剰一三、〇〇〇圓、農業所得一二、二〇〇圓(内、現金八、〇〇〇圓)となり、他に比し勞働生産力は高い。現金所得を月平均にすると地帯順に四八〇圓、四四一圓(推計六六七圓)、七六圓となる。喰ふだけ

は辛うじて喰つて居るが、七六圓の月給では果して何が  
 購ひ得ようか、養蠶副業地帯の悲惨は思ひやられる。

#### 4. 粗収益の構成

地帯別に粗収益の構成を示せば第七表の通りである。

第七表 粗収益構成

地帯	水田作	畑作	養蠶	果樹	畜産	加工	計
A	三元、五八四円 (八四) %	三、〇一九円 (八〇) %	(一) %	(一) %	一、四四五円 (三八) %	三、六八七円、七七 (九八) %	(一〇〇) %
B	二、三三五円 (四六) %	三、八四五円 (四七) %	(一) %	(一) %	〇、三三三 (五) %	一、四〇三 (二一) %	(一〇〇) %
C	四、七〇九円 (四七) %	三、六三三 (三六) %	(一) %	(一) %	六、〇五五 (五七) %	三、三六〇、八七 (三二) %	(一〇〇) %

(註) 果樹地帯では調査農家一七戸中米作農家は八戸、その  
 平均面積は三反八畝である。多くの農家は出来秋に一俵八  
 〇〇〜一、〇〇〇圓で現金を以て米を闇買してゐる様であ  
 る。

水稻地帯は、水稻収入とその結合生産物たる菓の加工収  
 入とを以て粗収益の八八%を占め、畑作収入は八%にす  
 ぎない。こゝに水稻地帯の特性と弱點が見られる。今少  
 し畑があれば現金収入も増えるのだがと云ふ農民の聲も

成程と思はれる。果樹地帯は之に反し果樹収入が五七  
 %、畑作収入三九%で水稻収入は僅か五%に足りない。  
 従つて果樹作及び畑作による現金収入は多いが、經營支  
 出も多く、又勞働力を維持する爲めの米を買はねばなら  
 ない。この點他の兩地帯に比し弱點を持つと言へる。養  
 蠶副業地帯は水稻収入四五%、畑作収入三五%、養蠶收  
 入一二%、畜産収入六%で夫々のバランスはとれてゐる  
 が、餘りにもスモール・スケールである。

各地帯につき各項目別に現金額とその粗収益に對する  
 割合を示すと次表の通りである。現金収入の割合、即ち  
 商品化率の最も大なるは養蠶、次いでAの農産加工、果  
 樹、Aの水田作、Bの畑作の順である。

第八表 各項目別現金収入及其の  
 粗収益に對する割合

地帯	水田作	畑作	養蠶	果樹	畜産	加工	計
A	三、三八六円 (八〇・五) %	一、〇八三 (三三・八) %	(一) %	(一) %	七六六円 (四・四) %	三、三四三、六九七 (八七・九) %	(一〇〇) %

	B	C
水田作	五九六 (三六九)	三六八 (一〇一)
畑作	三六八 (一〇一)	二九七 (三三)
養蠶	一 (一)	一 (一)
果樹	三、五 (八六)	一 (一)
畜産	一 (一)	三、五 (三三)
加工	一 (一)	一、六 (一六)
計	一、七〇三 (七七一)	三、九六五 (三九七)

(一) 内は現金の租収益に對する割合(第七表と對照せよ)

現金収入中、供出でない云は、鬻賣の額とその現金收入に對する割合を示すと次の如くである。果實の間屋を通して販賣するものは所謂闇ではないが、割當供出のルートを通らぬ爲め便宜上同様に取扱つた。

第九表 項目別闇販賣額とその現金収入に對する割合

地帯	A	B	C
水田作	四、三四 (二七・二)	四、三〇 (三六・七)	四、三〇 (三六・八)
畑作	四、〇九 (三三・八)	二、九六 (二九・七)	二、九六 (二九・七)
養蠶	一 (一)	一 (一)	一 (一)
果樹	一 (一)	一、三、五 (一〇〇)	一 (一)
畜産	一 (一)	一 (一)	一 (一)
加工	一 (一)	一 (一)	一 (一)
計	四、七四 (三九・三)	一、七〇三 (一、七〇三)	四、三〇 (三六・八)

(一) 内は現金収入に對する割合(第八表と對照せよ)

總計の絶對額ではB、A、Cの順であるが、現金収入中

に占める割合から言へばB、C、Aとなり養蠶副業地帯の鬻賣の割合は水稻地帯より大きい。現金が欲しいといふ意欲の表れであらう。項目別に見れば、果樹を例外とすれば、畑作物の闇が多く、之は畑地の多い地帯程その絶對額も割合も大になつてゐる。之に反し米の闇は額では水田の多いAが最大であるが、割合では最小である。このことは畑作物と米の統制の程度及び兩者の闇價格と供出價格との開きの相異を示すものと思はれる。詳言すれば米は供出割當強く、畑作物は弱い。併し闇價格と公定價格との開きは米は大で畑作物は比較的に小さいといふことである。

粗収益から現金収入を引いたものが家計消費である。之を地帯別に平均農家の家族員一人當に就て算出すれば次の通りである。

第九表 家族一人當消費額

地帯	A
水田作	七、九 (六五・四)
畑作	二、六 (三三・〇)
養蠶	一 (一)
果樹	一 (一)
畜産	一、六 (七・五)
加工	一、五 (五・一)
計	一、二七五 (一〇〇)



	B	C
消費	七九〇	五〇〇
その他	一〇〇	一〇〇
計	八九〇	六〇〇
供出	一、五五〇	一、〇〇〇
消費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
その他	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	二、〇〇〇	二、〇〇〇

この表によると消費額總計はBが最も多いが、之は果實の自家消費額（果實の評價は④がなく、闇價格でなされた爲大きくなつたものである）、と畑作物の自家消費額が大なる爲であつて、米は二二八圓にすぎない。逆に言へば米が少い爲め代用食としての畑作物が多いのであらう。水稻地帯は矢張り米を喰ひすぎる様である。七六九圓では、二石七斗にもなるから、米についてCの五〇〇

圓程度（二石一斗）が標準であらう。畑作物消費額はBとCとの平均をとつて五六〇圓とすれば、合計一、〇六〇圓見當が農家が魚も買はず肉も喰はず専ら自らの田畑から自給する一人當の標準消費額となるであらう。（但し評價は公定價格である。）

（註一）果實の闇價格は大略次の通り

- 梨 一貫 四〇圓
- 桃 一貫 五〇圓
- ぶどう 一貫 五〇圓

（註二）七、八、九表の原票とも書ふべき地帯別、項目別の「供出」家計消費「その他」の額と割合とを示せば次の如くである。

第十表 項目別供出家計消費その他の額と割合

地帯	水田				畑				*果樹作、養蠶			
	供出	消費	その他	計	供出	消費	その他	計	供出	消費	その他	計
A	一九、五三 % 〇	五、七六 % 〇	四、三三 % 〇	二九、五九 % 〇	六、四〇 % 〇	一、九七 % 〇	四、九〇 % 〇	三、〇〇 % 〇	一、〇〇 % 〇	一、〇〇 % 〇	一、〇〇 % 〇	三、〇〇 % 〇
B	一〇、四一 % 〇	七、八八 % 〇	三、二九 % 〇	二一、九八 % 〇	九、〇〇 % 〇	三、〇〇 % 〇	五、六六 % 〇	一、九八 % 〇	一、〇〇 % 〇	一、〇〇 % 〇	一、〇〇 % 〇	三、〇〇 % 〇

地帯	畜産				加工				工業				合計				
	供出	消費	その他	計	供出	消費	その他	計	供出	消費	その他	計	供出	消費	その他	計	
C	三、四〇〇 (七・三%)	三、六〇〇 (七・六%)	七、七〇〇 (一六・一%)	四、七〇〇 (一〇〇%)	七、〇〇〇 (一五・三%)	三、二〇〇 (七・〇%)	三、一〇〇 (六・七%)	三、六〇〇 (七・六%)	二、三〇〇 (五・〇%)	八、八〇〇 (一九・三%)	四、七〇〇 (一〇・二%)	三、七〇〇 (八・〇%)	三、六〇〇 (七・六%)	二、〇〇〇 (四・四%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)
A	七、五〇〇 (一五・三%)	六、五〇〇 (一四・四%)	三、三〇〇 (七・二%)	一、四〇〇 (三・一%)	三、一〇〇 (六・九%)	四、〇〇〇 (八・八%)	三、二〇〇 (七・〇%)	三、六〇〇 (七・六%)	二、三〇〇 (五・〇%)	八、八〇〇 (一九・三%)	四、七〇〇 (一〇・二%)	三、七〇〇 (八・〇%)	三、六〇〇 (七・六%)	二、〇〇〇 (四・四%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)
B	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)	一、〇〇〇 (二・二%)
C	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)	一、一〇〇 (二・四%)

\* Bでは果樹作、Cでは養蠶

5. 農業經營費の構成

農業經營費はB一八、六三五圓、A七、四四一圓、C八五九圓であつてBは格段に多い。反當經營費はB一、七七五圓、A三三三圓、C一三〇圓となる。この數字が果樹栽培の集約化を示すと同時に水稻及養蠶副業地帯に於ける再生産條件の不整備を語るものであることは先に述べた通りである。併し再生産の實相を知るには、インフレーション下においては貨幣面からの把握のみでは不可能

であつて、素材そのものゝ検討にまたねばならないことは言ふ迄もない。併し茲では素材觀點を離れ貨幣面から専ら經營費の個々の項目について考察することとする。經營費の粗収益に對する割合はA二〇%、B三九%、C八%であり、現金収入に對する割合はA二五・七%、B五〇・三%（現金を推計四五、〇〇〇圓とすれば四一・四%）、C二一・六%となる。經營費の構成は次表の通りである。

第十一表 農業經營費の構成

地帯	A	B	C
肥料	一、四六四 一〇九%	八、〇〇八 一〇〇%	二、五七五 一〇〇%
種苗	三、〇〇〇 二五%	二、二〇〇 一〇〇%	一、四〇〇 一〇〇%
飼料	三、九四四 三〇%	一、〇〇〇 一〇〇%	一、五〇〇 一〇〇%
加工原料	九五四 七四%	四、〇〇〇 一〇〇%	〇、三三三 一〇〇%
小家畜	七、〇〇〇 五〇%	三、〇〇〇 一〇〇%	五、六〇〇 一〇〇%
諸材料	一、七〇〇 一三%	五、五三三 一〇〇%	九、一〇〇 一〇〇%
雜費	三、五五五 二七%	四、〇〇〇 一〇〇%	〇、五〇〇 一〇〇%
小計	三、三三三 二五%	六、八四九 一〇〇%	六、三三八 一〇〇%
小農具費	四、四四四 三三%	五、七〇〇 一〇〇%	一、四〇〇 一〇〇%
部分品及修繕費	八、四〇〇 六二%	二、〇〇〇 一〇〇%	六、一〇〇 一〇〇%
動力費	六、四〇〇 四七%	二、八三三 一〇〇%	二、〇〇〇 一〇〇%
借入雇傭費	六、二〇〇 四六%	二、三〇〇 一〇〇%	一、〇〇〇 一〇〇%
小計	四、〇七〇 三〇%	四、三三三 一〇〇%	三、三三三 一〇〇%
總計	一、〇〇〇 七四%	九、一八三 一〇〇%	一、〇〇〇 一〇〇%

概観すれば各地帯に於て割合の多い費用は、Aでは雇傭勞力費、肥料費、Bでは肥料費、諸材料費、Cでは肥料費、種苗費、小農具費であつて各地帯の經營の特色を知り得る。Cで種苗費の割合が多いのは他の差當つて節約し得る經營費を減じた結果であつて、蠶種の特<sup>(註)</sup>に高<sup>(註)</sup>ことを示すものではない。(蠶種は一瓦三圓である。)

肥料費はどの地帯も大で經營費の二〇%を出てゐるが、「農家經濟調査」による昭和九、一〇、一一年三年年平均四一・六%には、Bを除いては遠く及ばない。以て耕地荒瘦の程度を知ることが出来る。肥料額中間肥料の

割合はA二八・四% (四一五圓)、B五八・三% (四、六七三圓)、C三六・二% (七九圓)で果樹地帯では肥料費の六割程度は厩肥料に依存してゐるのである。厩肥料の價格は硫酸一貫二〇圓、二〇〇圓(物交の場合には一〇貫と米三斗)、石灰窒素一貫五〇圓、六〇圓であるが、化學肥料よりもアミノ酸粕(一俵一五〇圓)とかホツケ(生一貫一〇〇圓)とか餘り優秀でないものが多い様である。次に反當肥料額を見るにA六五圓、B七六三圓、C三三圓となりAはBの僅か八・五%にすぎない。

種苗費の割合のB、Cが大きいのは畑作物の種子の高

價なる爲めである。特にBに於ては相當面積、甘藷、馬鈴薯を栽培するが温床材料がない爲め苗床を造らず、甘藷苗一本二五錢位で買ひ、又種馬鈴薯も一貫二〇圓位を要した爲めこの様に大になつたものである。

飼料費は水稻地帯が二九九圓で經營費の四%を占める。水稻地帯は二六戸中二戸が大家畜を飼育し、鶏を飼ふ農家も十三戸あるが、飼料費を要した農家は十四戸であり、その中五〇〇圓以上のものは七戸にすぎず自給的色彩が強い。

加工原料についてはAは味噌、醬油を農産加工に入れた關係上、加工原料費の殆んどがそのための監購入費であり、他の薬購入などは趣を異にするので比較出來なう。

諸材料費ではBが果樹作の性質上格段に多い。果樹用材料としては、包装材料では包装紙(古新聞一貫二〇圓)、薬、箱(一ヶ一〇〜二三圓)釘(一貫一〇〇圓)が主な材料費の約六割を占め、薬劑では硫酸銅(一貫四〇圓)、生石灰、除蟲菊(一ポンド二五圓)等で残り四割を占める。

雜費の主なるものは地下足袋で公定價格では一八圓五〇錢であるが、闇價格では一五〇圓―二〇〇圓もする。斯くて生産手段たる第一類經營費の經營費中に占める割合はB八八%、C六四%、A四五%となる。

小農具費はA、B大した相異はない。割合ではCが多い。こうした經營費は節約に限度がある爲めであらう。

農具部分品及修繕費はAが所有大農具數の多いだけに多くBの約二倍、Bでは噴霧機、リヤカーの修繕費及びホースの代金の如きである。動力費はAにおいては機械油、糶摺機借用費、揚水機共同利用費等であり、B、Cでは脱穀調製機械の共同利用費である。畜力を借入れる農家は水稻地帯では一町未滿のもの三戸、一―二町層の農家二戸に過ぎない。果樹地帯では唯三戸のみである。

雇傭勞力費はA最も多く二、〇七五圓で、Aの經營費中最大で二八%を占める。水田が二町餘になると田植、除草、刈取期の勞働のピークをくづすのに相當の雇入勞力を要することを示す。水稻地帯では水田面積の最も少い農家(水田五反三畝)一戸を除いては他はすべて勞力

を雇入れてゐる。賃銀は大體三食付で二〇—三〇圓程度である。BはAの約半分一、〇五六圓である。水田を有する果樹地帯では田植と果實の袋掛の時期とが合致する爲め労働のピークをなすが、こゝでは水田少く、果樹園もさ程大きくないので(三反三畝、推計數字五反一六反)雇傭努力も少い。調査農家一七戸中一戸であり、袋掛摘果の時期に入れてゐる。剪定整枝にも特別の技術を要するとかで専門家を雇つてゐる農家も少くない。賃銀は食事付かす三〇圓—四〇圓である。Cの雇傭努力費は僅か四四圓で、これは稚蠶期の共同飼育費の支拂ひである。養蠶地帯二三戸の中七戸にすぎず、一日一二圓の勘定である。

雇傭努力と關連して常傭を有する農家をみるに、水稻地帯では九戸一二人、果樹地帯では三戸五人、養蠶地帯にはない。但し常雇はこゝでは家族員として取扱ひその支拂ひは一切含まれてゐない。

斯くて労働及労働手段に轉形する第二類經營費はAが最も多くて五五%を占め、Bは僅かに一二%にすぎな

い。AとBとの經營上の對照性が窺はれる。

(註)「農家經濟調査」によれば肥料費の經營費(諸負擔を除く)に對する割合は次の様である。

昭和四年	肥料費	經營費	割合
六	120円	433円	40.0%
八	77	183	42.0%
九	73	173	42.2%
一〇	107	248	43.1%
一一	127	287	44.3%
一二	153	337	45.4%

### 6. 諸負擔の構成(註)

諸負擔の構成を地帯別に比較すると次の通りである。

第十二表 諸負擔の構成

A	地帯	公租課			小計	小作料	合計
		乙種事業所及會議費	農業會費及部落協地租	其他			
(五〇.九%)		一、三六二円	三、四四二円	三、三六三円	一、〇四四円	二、四四七円	
		(五〇.九%)	(五四.四%)	(二七.七%)	(四一.二%)	(一〇〇.〇%)	

	C	B
(註一)	1,100	1,100
	(六・七)	(六・八)
	1,100	1,100
	(七・二)	(六・八)
	1,100	1,100
	(三・九)	(三・一)
	1,100	1,100
	(三・一)	(三・一)
	1,100	1,100
	(六・九)	(三・九)
	1,100	1,100
	(四・五)	(一・九)
	1,100	1,100
	(四・五)	(一・九)

(註二) 農業經營上の諸負擔と解し、例へば縣民税、村民税、健康保険費などを入れていない。自作兼地主の場合の地租は經營地のみを負担額を計上した。併し農業會費、部落協議費及び耕地整理組合費などで幾何が經營負擔額か不明の場合多くそのまゝ計上したものもある。さゝに若干計算上の誤差のあることをおこわりする。

諸負擔の合計はA、B、Cの順になる。之は小作料と所得税の大なる爲である。即ち小作料の諸負擔中に占める割合はA四二%、B一九%、C六九%であり、額はAが最も多い。之は小作地面積、就中水田小作地の<sup>(註三)</sup>大に基く小作料を小作地面積で割り反當小作料を求めるとA七二圓、B五一圓、C六八圓となる。今回の農地改革で金納になる以前の小作料をみると水稻地帯は水田反當一石畑反當大豆一石或は小豆八斗五升、果樹地帯は畑果樹園共に反當米六斗、養蠶地帯は田反當八斗一石、畑及桑園は米五斗或は藪二一三貫であつた。

(註一) 第一表に見られる様にAでは小作地は經營地面積の六〇%で一町三反六畝である。

公租公課では乙種事業所得税が壓倒的に多く、公租公課中に占める割合はA八八%、B八二%でCは所得額が課税基準に達しない爲課税されない。所得税額の農業餘剩に對する割合は<sup>(註三)</sup>A四・二%、B四・四%にすぎず、二期に納付するのであるが、それでも一時に六百圓以上を徴せられるとなると心理的には相當大きく響くものゝ様である。經營地反當ではAは五六圓、B一二四圓となる。

(註三) 所得税は勿論前年の所得について課せられるものであるから、この様に本年の所得と所得税との對比は課税基準の意味をもつものでなく、専ら所得形成の意味に於て考へられねばならない。

諸負擔の構成は言ふ迄もなく自作農と小作農とにより異なるので次に水稻地帯についてのみ自作別による諸負擔の構成を比較することとする。經營状況を等しくする爲、三町以上の自、小作農各二戸を選んで比較を試みることとする。兩者の諸負擔の構成は次の通りである。

第十三表 自作別諸負擔の構成

自作	小作	田	畑	計	公租			計	小作料	合計
					所得税	地租	農業會費			
		三・四九 <sup>町</sup>	〇・二八 <sup>町</sup>	三・七 <sup>町</sup>	一・二四 <sup>町</sup>	一・四 <sup>町</sup>	一・五 <sup>町</sup>	三・六 <sup>町</sup>	五・〇 <sup>町</sup>	三・五八 <sup>町</sup>
		三・三八	〇・二六	三・四	一・八〇	一	三元	六元	五〇	四・一四 <sup>町</sup>
									一・四七 <sup>町</sup>	二・七五 <sup>町</sup>
									三・五八 <sup>町</sup>	四・一四 <sup>町</sup>

備考 自作農は附表の水稲地帯農家の No. 21 と No. 22、小作農は No. 25 と No. 26 である。

この表によれば耕地面積においては僅か一反三畝しか  
 違はないが、諸負擔に於ては小作農の方が五八四圓多  
 い。小作農には耕地整理組合費、水利組合費はもとより  
 課せられず、農業會費部落協議費も一定の戸別割額を除  
 いては所有耕地面積に應じて課せられるので、自作農に  
 比べれば餘程少く、所得税もまた一、一三三圓低く、公租  
 公課の計に於て二、一五一圓も少いが、それでも尙小作  
 料が大なる爲め諸負擔の合計においては自作農より高  
 い。小作料は田畑平均一反歩當七五圓であり、諸負擔の  
 六六%を占める。地租は田畑平均一反歩當五圓で諸負擔  
 の僅か五%にすぎない。乙種勤勞所得税額は自作農にあ  
 つては六八%、小作農にあつては三一%である。又所得

税額の農業餘剩(自作平均四二、一七五圓、小作平均四  
 一、六五三圓)に對する割合は自作五・七%、小作三・一%  
 である。

以上よりして現在の税制、及び一石、七五圓換算の小  
 作料制の下に於ける自作、小作の諸負擔の比重とその原  
 因は明かであらう。

五、結 言 (摘要)

以上の結果を要約して結びとする。

調査対象は水稻、果樹、養蠶副業の三地帯に分れる。  
 水稻地帯は水稻單作經營と言つてもよい程の(耕地面積  
 の九割以上が水田)水田面積の大きい畜力利用經營の村  
 である。果樹地帯は果樹園を耕地の三、四割有するが、

水田は一割程度で飯米の配給を受けねばならぬ村、養蠶地帯は耕地狭少で田畑の作物で辛うじて自給自足は出来るが現金収入少く、その爲家計補充の意味で耕地の二割程度桑をつくり養蠶を營む山間の貧乏村である。水稻地帯二六戸、果樹地帯一七戸、養蠶地帯二三戸の調査農家群を一戸の平均農家に代表させて、その農業所得の形成を見ることとする。夫々A、B、Cと呼ぶ。

粗収益はA三七、七三七圓、B四八、〇二三圓（推計數字五九、〇〇〇圓）、C一〇、五八〇圓で、B最も多く果樹作の有利性を示す。反當粗収益はA、C共に一、六〇〇圓程度に對しBは四、六〇〇圓で果樹作の有利性は一層明かとなる。併しこれをあげるに要する經營費もBは一八、六三三圓でAの七、四四一圓、Cの八五九圓と格段の差異を示す。而もその八八%が生産手段たる第一類經營費（肥料と諸材料で七三%を占める）にあたり、Aの經營費の五六%が勞働及勞働手段に要せられるのと對照をなす。このことより果樹作經營の特質が分ると同時に水稻地帯では農繁期の勞働のピークを自家勞働では崩せ

ぬことが明かとなる。反當經營費就中反當肥料費を見るとA六五圓、B七六三圓、Cは三三三圓となり、Bは先づ再生産の基礎が整備してゐるが、A、Cでは掠奪農法が進行しつゝあることが分る。Bでは果實と畑作物より現金収入を澤山得て經營費に金惜みせぬに反し、Aでは鬻賣による現金収入の餘地少く、Cでは自給的色彩つよく現金僅少ななる爲經營費を節約せられる限り減せんとするためであらう。

諸負擔は水田小作地の多いAが最も多く二、四七五圓、B一、九五二圓、C四九二圓である。過大と傳へられる乙種事業所得税は耕地反當A五六圓、B二二四圓で、その農業餘剰に對する割合はA四・二%、B四・四%である。Cには所得税は課せられてゐない。

粗収益より經營費及び諸負擔を差引き農業所得をみると、A二七、八二二圓（内現金一九、〇二二圓）、B二七、四三六圓（現金一六、四一六圓）で大差なく、下つてCは九、二二九圓となる。之を「農家經濟調査」による昭和六年の四二四圓（全府縣第一種農家平均）、昭和九年の六四五圓、



昭和一四年の一、四〇二圓に比較するとき、インフレの波に乗つて農家經濟が如何に膨脹してゐるかと分る。

(註) 修正すると粗収益三八、〇〇〇圓、現金二五、〇〇〇圓となる。

A、Bの農業所得は大體同じであるが、Bでは果樹園の普通畑申告の欺瞞があるから之を修正すれば、Bの方が凡そ一〇、〇〇〇圓程度(現金では六、〇〇〇圓)大であらう。即ちAに於ては米と野菜と、時々は若干の卵とを自給自足し乍ら年一九、〇〇〇圓の現金を得て生活を維持してゐるが、反面土地は瘦せつゝある。之に對しBは經營費には相當金を注ぎ再生産の條件は先づ整備し、野菜は自給出來、果物は豊富にたべるけれども米は買はねばならない。現金は一六、四一六圓(推計二五、〇〇〇圓)である。従つてA、Bの農業所得が(Bの額を修正して)現金で六、〇〇〇圓程度の相異があるとしても、之を以て家計の面ではB必ずしもAにまさるとは言ひきれなく。

養蠶副業地帯は水田面積一戸平均四反で、反五俵、家

族員七人であるから供出せねば辛うじて自給自足出来るが、現金を獲得するためには多少とも供出せねばならず、その爲糶も混じ粥も食べねばならない。それで居て現金は年二、六三四圓にすぎない爲日用品を買ふことも容易ではない。再生産條件の整備など言ふも愚かである。

——昭和二二年五月四日——(宇都宮農林専門學校教授)

# 農業所得構成表

(單位圓)

業 經 營 費				農 業 餘 剩	諸 負 擔			農 業 所 得
(內 肥料費)	第2類	(內雇傭 勞力費)	計		公 租 公 課	小作料	計	
255.23	1,091.77	452.50	1,922.08	8,463.10	704.31	530.86	1,235.18	7,227.93
1,006.03	2,663.63	1,139.17	5,301.43	19,614.51	886.60	1,014.37	1,900.97	17,713.53
1,913.23	4,771.43	2,686.67	8,381.25	31,445.01	1,624.15	694.77	2,518.92	28,926.09
1,949.12	6,101.78	3,019.86	11,217.89	50,450.59	2,064.58	1,554.72	3,619.30	46,831.29

業 經 營 費				農 業 餘 剩	諸 負 擔			農 業 所 得
內(肥料 費)	(諸 材 料 費)	第2類	計		公 租 公 課	小作料	計	
2,172.25	4,530.00	1,782.50	10,197.54	9,020.92	305.18	156.51	461.69	8,559.23
6,834.26	3,719.13	1,107.94	13,686.69	25,893.23	1,034.75	303.30	1,338.05	24,555.18
7,631.08	7,464.38	3,057.24	20,386.49	29,700.81	1,629.27	341.63	1,970.90	27,729.91
13,356.35	7,534.00	3,531.25	29,761.60	45,373.65	3,156.75	597.00	3,752.75	41,619.90

農 業 經 營 費				農 業 餘 剩	諸 負 擔			農 業 所 得
第1類	內(肥料 費)	第2類	計		公 租 公 課	小作料	計	
410.03	110.40	240.58	650.61	7,774.76	131.39	249.28	380.67	7,394.11
556.74	273.91	367.71	924.45	10,515.30	161.37	423.52	584.89	9,930.40
872.49	364.75	361.25	1,233.74	12,800.23	186.83	373.41	560.24	12,239.99

はない。

附表I 經營地面積別

水 稻 地 帶

經營地面積	租 收 益					内 現金収入	農 第1類
	水田作	畑 作	畜産品	加工品	計		
1町未満(4戸)	7,930.96	562.95	800.00	991.28	10,385.19	4,990.93	830.31
1—2町 (6)	21,670.59	1,095.18	158.33	1,991.83	24,915.94	18,430.69	2,637.79
2—3町 (9)	31,207.01	3,000.89	874.11	4,744.26	39,826.27	31,630.73	3,609.82
3町以上 (7)	46,654.38	6,096.23	3,594.00	5,323.87	61,668.48	48,127.27	5,116.11

果 樹 地 帯

經營地面積	租 收 益					内 現金収入	農 第1類
	水田作	畑 作	畜産品	果樹作	計		
5反未満(2戸)	-	5,893.46	-	13,325.00	19,218.46	15,285.95	8,415.04
5反—1町(7)	635.57	15,797.91	-	23,146.43	39,579.91	31,196.06	12,578.74
1—1.5町(4)	2,846.25	19,228.55	350.00	27,662.50	50,087.30	35,461.29	17,329.24
1.5—2町(4)	5,456.25	28,767.75	-	40,911.25	75,135.25	59,587.00	26,230.35

養 蠶 副 業 地 帯

經營地面積	租 收 益						内 現金収入
	水田作	畑 作	畜産品	加工品	養 蠶	計	
4—6反(10戸)	3,936.00	2,647.34	421.60	169.21	1,251.24	8,425.39	3,189.02
6—8 (9)	5,290.78	3,947.29	547.78	409.26	1,244.64	11,439.74	4,290.54
8—10 (4)	5,332.50	5,619.29	1,190.00	529.05	1,363.13	14,033.97	5,286.40

備考 原数字を平均したとき4捨5入せる爲め横の合計の最後の桁は必ずしも合

業所得の構成 (水稻地帯)

收 益				經營 第一類 第二類	費 合 計	農 業 餘 剩	諸 負 擔	農 業 所 得
畑 作	畜 産 品	加 工 品	計					
907.58		94.80	7,322.68	702.27	6,620.41	408.99	6,211.42	
401.00	-	-	6,846.50	2,762.00	4,084.50	1,171.43	2,913.07	
267.21	3,000.00	291.00	12,256.11	1,730.55	10,525.56	1,492.26	9,033.30	
676.00	600.00	3,579.30	15,115.45	2,493.51	12,621.94	1,868.03	10,753.91	
3,866.52	50.00	2,785.00	31,216.12	6,758.63	24,457.49	2,174.77	22,282.72	
237.73	-	1,730.00	15,617.22	3,716.00	11,901.22	1,482.52	10,418.70	
220.00	-	1,851.00	16,493.40	3,731.00	12,762.40	1,277.89	11,484.51	
657.12	-	1,963.00	27,232.87	4,750.65	22,482.22	1,758.13	20,724.09	
438.60	-	1,371.00	26,174.60	7,978.30	18,196.30	2,214.76	15,981.54	
1,151.10	900.00	2,251.00	32,761.40	4,874.00	27,887.40	2,497.76	25,389.64	
4,082.64	160.00	3,037.00	36,569.64	13,784.23	22,785.41	2,340.10	20,445.31	
3,870.50	1,200.00	2,700.00	46,426.90	10,551.35	35,875.55	2,604.08	33,271.47	
8,908.00	3,417.00	3,643.00	48,455.75	3,478.63	44,977.12	2,010.15	42,966.97	
2,332.20	-	1,119.00	29,925.40	7,384.55	22,540.85	2,277.74	20,263.11	
812.00	-	2,943.00	32,534.05	11,116.87	21,417.18	2,710.63	18,706.55	
4,899.00	900.00	6,903.30	40,045.10	8,644.67	31,400.43	2,193.45	29,206.98	
556.68	2,190.00	12,342.50	50,834.18	6,601.82	44,232.36	2,802.08	41,430.28	
530.00	-	7,467.50	36,706.50	6,884.80	29,821.70	2,655.10	27,166.60	
1,017.00	-	2,543.00	36,938.90	6,984.37	29,954.53	3,076.95	26,877.58	
1,033.00	1,200.00	3,950.00	49,274.00	14,156.02	35,117.98	3,023.31	32,094.67	
6,465.00	3,800.00	4,208.50	66,839.85	17,608.64	49,231.21	4,093.02	45,138.19	
4,320.00	450.00	12,946.00	58,075.80	7,765.96	50,309.84	1,704.70	48,605.14	
17,350.00	16,681.00	7,148.00	88,482.20	11,584.75	76,897.45	3,906.73	72,990.72	
9,702.80	600.00	3,058.00	65,036.70	6,744.28	58,292.42	4,323.26	53,969.16	
3,284.00	2,427.00	3,708.00	57,986.00	6,781.71	51,204.29	4,392.47	46,811.82	
518.80	-	2,248.60	45,984.80	13,883.86	32,100.94	3,891.61	28,209.33	
78,504.48	37,575.00	95,881.50	981,152.12	193,453.42	787,698.70	64,351.92	723,346.78	
3,019.40	1,445.19	3,687.75	37,736.62	7,440.52	30,296.10	2,475.07	27,821.03	

附表Ⅱの1 經營概況及農

農家 番號	家族員數 (常雇を 含む)	農業従 事者數	經營地 面積				租	
			水 田	畑	計	内小作 地面積	水田作	畑作
No. 1	6(1)	1.5	53	7	60	49	6,320.30	
2	11(1)	1	67	4	71	71	6,445.50	
3	10	1.5	70	3	73	73	8,697.90	
4	4	2	85	6	91	91	10,260.15	
5	8	4	180	15	195	125	24,514.60	
6	5(1)	1.5	111	2	113	113	13,649.49	
7	5	3	110	3	113	113	14,422.40	
8	6	2	142	9	151	151	24,612.75	
9	5	4	155	8	163	138	24,365.00	
10	5	2	170	6	176	176	28,459.30	
11	6(1)	2	248	11	259	0	29,290.00	
12	9	4	247	25	272	18	38,656.40	
13	8	4	260	31	291	0	32,487.75	
14	7	4	230	11	241	113	26,474.20	
15	7	3	235	11	246	151	28,779.05	
16	9(1)	3	195	7	202	172	27,342.80	
17	8	6	203	7	210	210	35,745.00	
18	4	4	190	12	202	202	28,709.00	
19	8(1)	4.5	233	11	244	221	33,378.90	
20	8(3)	5	348	20	368	0	43,091.00	
21	8	4	350	35	385	0	52,366.35	
22	10	4	310	12	322	80	40,359.80	
23	11(2)	5	316	45	361	236	47,303.20	
24	11(1)	5	278	31	309	309	51,675.90	
25	7	4	319	39	358	358	48,567.00	
26	10	3	357	12	369	369	43,217.40	
總 計	196	87	5,462	383	5,845	3,539	769,191.14	
一戸當平均	7.5	3.3	210	15	225	136	29,584.27	

費 の 構 成 (水稻地帯)

類		第 二					類	
雜 費	計	小農具費	修繕費	動力費	借入畜力費	雇勞力費	備	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円
18.50	264.19	20.00	200.00	68.08	150.00	-	-	438.08
18.50	242.00	80.00	40.00	-	750.00	1,650.00	-	2,520.00
404.80	1,099.55	71.00	-	390.00	70.00	100.00	-	631.00
55.50	1,715.50	225.00	-	493.01	-	60.00	-	778.01
500.00	2,857.63	804.00	530.00	1,042.00	-	1,525.00	-	3,901.00
-	1,910.50	279.00	60.00	426.50	450.00	590.00	-	1,805.50
-	1,782.00	120.00	-	464.00	1,120.00	245.00	-	1,949.00
167.50	2,374.35	320.00	100.00	805.30	-	1,150.00	-	2,376.30
20.00	4,888.30	140.00	1,000.00	700.00	-	1,250.00	-	3,090.00
18.00	2,014.00	585.00	-	200.00	-	2,075.00	-	2,860.00
93.50	3,501.23	725.00	-	1,458.00	-	8,100.00	-	10,283.00
386.00	4,862.72	120.00	3,000.00	343.63	-	2,225.00	-	5,688.63
-	1,965.15	410.00	35.00	168.48	-	900.00	-	1,513.48
18.50	3,105.07	150.00	200.00	1,104.48	-	2,825.00	-	4,279.48
18.50	1,938.23	490.00	200.00	1,038.64	-	7,450.00	-	9,178.64
553.00	6,885.47	178.00	350.00	1,106.20	-	125.00	-	1,759.20
505.50	3,231.82	770.00	1,000.00	1,050.00	-	550.00	-	3,370.00
18.50	3,890.20	410.00	1,000.00	1,124.60	-	460.00	-	2,994.60
18.50	3,108.53	1,240.00	-	1,090.84	-	1,545.00	-	3,875.84
906.00	6,028.10	480.00	5,000.00	353.92	-	2,294.00	-	8,127.92
1,935.50	8,941.50	1,800.00	2,050.00	667.14	-	4,150.00	-	8,667.14
609.60	2,232.60	60.00	3,050.00	1,823.36	-	600.00	-	5,533.36
1,128.00	7,772.65	400.00	1,300.00	442.10	-	1,670.00	-	3,812.10
18.50	3,426.26	461.00	1,950.00	82.02	-	825.00	-	3,318.02
55.50	3,681.71	510.00	100.00	240.00	-	2,250.00	-	3,100.00
454.00	3,729.93	645.00	-	158.93	-	9,350.00	-	10,153.93
7,921.90	87,449.19	11,493.00	21,165.00	16,842.23	2,540.00	53,964.00	-	106,004.23
304.69	3,363.43	442.04	814.04	647.78	97.69	2,075.54	-	4,077.09

附表Ⅱの2 農 業 經 營

農家 番號	第					
	肥 料 費	種 苗 費	飼 料 費	加 工 原 費	小 家 畜 費	諸 材 料 費
No.	円	円	円	円	円	円
1	220.69	15.00	-	-	-	10.00
2	215.50	8.00	-	-	-	-
3	234.75	35.00	-	400.00	25.00	-
4	350.00	36.00	720.00	500.00	50.00	4.00
5	523.63	8.00	1,480.00	200.00	96.00	50.00
6	750.00	34.50	6.00	1,080.00	-	40.00
7	755.00	127.00	-	900.00	-	-
8	557.95	98.90	-	1,500.00	-	50.00
9	3,136.60	236.70	500.00	900.00	-	95.00
10	313.00	177.00	6.00	1,500.00	-	-
11	2,437.56	35.80	-	770.00	160.00	4.34
12	2,278.72	303.00	100.00	1,275.00	20.00	500.00
13	1,129.00	26.70	-	800.00	-	9.45
14	2,242.57	64.00	-	600.00	-	180.00
15	929.93	9.80	150.00	800.00	-	30.00
16	3,854.47	22.00	-	1,596.00	80.00	60.00
17	657.42	194.50	404.40	1,000.00	250.00	220.00
18	2,765.00	26.70	50.00	800.00	-	230.00
19	924.41	79.62	750.00	1,205.00	-	130.00
20	1,542.10	104.00	850.00	1,700.00	320.00	606.00
21	3,690.00	616.00	650.00	1,600.00	-	450.00
22	923.65	192.00	103.00	400.00	-	4.35
23	3,300.15	194.50	2,000.00	900.00	-	250.00
24	1,287.76	951.00	-	1,100.00	5.00	64.00
25	1,470.21	152.00	-	1,500.00	304.00	200.00
26	1,430.00	190.70	-	1,030.00	-	625.23
總 計	37,920.10	3,938.42	7,769.40	24,057.00	2,030.00	3,812.37
一戸當平均	1,458.47	151.48	298.82	925.27	78.08	146.63

附表Ⅱの2 農業經營費の構成 (水稻地帯) (續)

農家 番號	經營第一類 第二類 費合計	諸 負 擔			總 計
		公租公課	小 作 料	計	
No. 1	702.27	64.44	344.55	408.99	1,111.26
2	2,762.00	653.09	518.34	1,171.43	3,933.43
3	1,730.55	956.70	535.56	1,492.26	3,222.81
4	2,493.51	1,143.02	725.01	1,868.03	4,361.54
5	6,758.63	1,290.37	884.40	2,174.77	8,933.40
6	3,716.00	554.62	927.90	1,482.52	5,198.52
7	3,731.00	386.89	891.00	1,277.89	5,008.89
8	4,750.65	656.68	1,101.45	1,758.13	6,508.78
9	7,978.30	1,208.28	1,006.48	2,214.76	10,193.06
10	4,874.00	1,222.76	1,275.00	2,497.76	7,371.76
11	13,784.23	2,340.10	-	2,340.10	16,124.33
12	10,551.35	2,452.60	151.48	2,604.08	13,155.43
13	3,478.63	2,010.15	-	2,010.15	5,488.78
14	7,384.55	1,439.98	837.76	2,277.74	9,662.29
15	11,116.87	1,660.63	1,050.00	2,710.63	13,827.50
16	8,644.67	913.95	1,279.50	2,193.45	10,838.12
17	6,601.82	1,163.93	1,638.15	2,802.08	9,403.90
18	6,884.80	1,175.10	1,480.00	2,655.10	9,539.90
19	6,984.37	1,460.95	1,616.00	3,076.95	10,061.32
20	14,156.02	3,023.31	-	3,023.31	17,179.33
21	17,608.64	4,093.02	-	4,093.02	21,701.66
22	7,765.96	1,104.70	600.00	1,704.70	9,470.66
23	11,584.75	2,009.23	1,897.50	3,906.73	15,491.48
24	6,744.28	1,408.38	2,914.88	4,323.26	11,067.54
25	6,781.71	1,806.27	2,586.20	4,392.47	11,174.18
26	13,883.86	1,007.17	2,884.44	3,891.61	17,775.47
總 計	193,453.42	37,206.32	27,145.60	64,351.92	257,805.34
一戸當平均	7,440.52	1,431.01	1,044.06	2,475.07	9,915.59



附表Ⅱの3 經營概況及農業所得の構成 (益經副業地帯)

農家 番號	家族員 數(常合 雇を む)	農 事 者 數	經 營 地 面					計	内 小作 地面積
			水 田	畑	桑 園	果樹園	畝		
No. 1	4	2	17	15	10		42	27	
2	6	3	26	10	10		46	36	
3	3	2	38	4	7		49	39	
4	6	3	29	16	10		55	16	
5	9	2.5	25	22	8		56	23	
6	7	2	35	15	8		58	42	
7	5	2	25	9	8		42	28	
8	8	2	40	5	6		51	51	
9	9	3	40	8	1		49	58	
10	11	3	29	20	10		59	59	
11	7	4.5	47	10	13		70	43	
12	8	3.5	43	20	9		72	54	
13	7	4	48	19	11		78	63	
14	8	2	48	18	13		79	23	
15	10	3.5	50	20	10		80	61	
16	8	3	35	20	7		62	60	
17	7	2.5	40	22	5		67	67	
18	6	4	45	18	7		70	70	
19	8	4	41	22	13		76	64	
20	7	3.5	50	23	10		83	35	
21	8	3	50	35	5		90	57	
22	5	3.5	58	14	9		81	80	
23	9	2.5	57	30	13		100	92	
總計	166	68	917	395	203		1,515	1,148	
一戸當平均	7.2	3.0	39.9	17.2	8.8		65.9	50	

同 上 (果 樹 地 帯)

No. 1	2	1.5	14	14		24	38	38
2	6	2	23	23		16	39	39
3	7	3	28	12		15	55	39
4	7(1)	2.5	48	48		25	73	30
5	5	1	50	50		5	55	55
6	8	3	46	46		20	66	66
7	8	3	31	31		40	71	71
8	8	3.5	14	49		28	91	91
9	10(1)	4	29	29		65	94	82
10	7	2.5	70	70		30	100	66
11	10	3	55	35		15	105	35
12	8	4	27	77		40	144	34
13	10	4	20	85		35	140	140
14	4(3)	3	100	100		70	170	80
15	6	5	40	107		33	180	135
16	8	3.5	99	70		30	199	64
17	6	4	25	71		60	156	146
總計	120	52.5	308	917		551	1,776	1,211
一戸當平均	7.1	3.1	18	54		32	104	71

業所得の構成 (養蚕副業地帯) (續)

益		經營費 第一類 第二類	費合 計	農業餘剩	諸負擔	農業所得
果樹作	計					
円	円	円	円	円	円	円
	8,110.24	412.60	7,697.64	386.40		7,311.24
	13,847.00	851.29	12,995.71	362.85		12,632.86
	7,129.86	710.49	6,419.37	382.10		6,037.27
	13,862.10	631.82	13,230.29	146.68		13,083.60
	7,266.40	573.80	6,692.60	312.35		6,380.25
	6,254.44	868.57	5,385.87	406.55		4,979.32
	4,387.10	620.80	3,766.30	190.80		3,575.50
	7,513.20	464.28	7,048.92	506.00		6,542.92
	8,483.00	607.78	7,875.22	568.95		7,306.27
	7,400.60	764.70	6,635.90	544.00		6,091.90
	11,807.60	589.60	11,218.00	613.75		10,604.25
	11,341.36	983.80	10,357.56	547.60		9,809.96
	14,722.80	1,650.20	13,072.60	991.45		12,081.15
	12,863.50	1,575.90	11,287.60	399.95		10,887.65
	12,374.73	856.51	11,518.22	536.32		10,981.90
	9,519.83	427.62	9,092.21	387.15		8,705.06
	7,426.86	724.89	6,701.97	692.35		6,009.62
	13,350.25	540.76	12,809.49	502.10		12,307.39
	9,550.75	970.80	8,579.95	593.35		7,986.60
	10,693.96	1,570.90	9,123.06	372.40		8,750.66
	14,378.50	837.20	13,541.30	388.30		13,153.00
	12,480.81	636.52	11,844.29	745.05		11,099.24
	18,582.60	1,890.34	16,692.26	735.20		15,957.06
	243,347.49	19,761.17	223,586.33	11,311.65		212,274.68
	10,580.33	859.18	9,721.14	491.81		9,229.33

上

(果樹地帯)

円	円	円	円	円	円
15,250.00	22,750.91	13,155.07	9,595.84	662.38	8,933.46
11,400.00	15,686.00	7,240.00	8,446.00	261.00	8,185.00
17,250.00	25,136.00	11,223.57	13,912.43	743.79	13,168.64
19,800.00	43,606.50	21,482.20	22,124.30	1,440.88	20,683.42
4,625.00	17,278.74	2,279.35	14,999.39	781.75	14,217.64
13,550.00	36,416.00	12,081.40	24,334.60	1,397.43	22,937.17
39,300.00	47,402.16	16,921.80	30,480.36	1,570.36	28,910.00
18,300.00	41,920.00	20,133.00	21,787.00	1,261.24	20,525.76
49,200.00	65,300.00	11,685.49	53,614.51	2,170.89	51,443.62
24,000.00	47,520.17	18,466.87	29,053.30	1,439.96	27,613.34
16,000.00	42,363.51	11,818.00	30,545.51	910.47	29,635.04
39,150.00	53,859.50	23,624.07	30,235.43	3,534.00	26,701.43
31,500.00	56,606.00	27,637.00	28,969.00	1,999.16	26,969.84
71,300.00	116,225.00	46,426.00	69,799.00	5,046.05	64,752.95
14,190.00	43,997.00	23,821.00	20,176.00	2,681.17	17,494.83
23,530.00	66,705.00	23,261.00	43,444.00	2,451.87	40,992.13
54,625.00	73,614.00	25,538.40	48,075.60	4,835.90	43,239.70
462,970.00	816,386.49	316,794.22	499,592.27	33,188.30	466,403.97
27,233.53	48,022.73	18,634.95	29,387.78	1,952.25	27,435.53

附表Ⅱの3 經營概況及農

農家 番號	租			收		
	水田作	畑作	畜産品	加工品	養蠶	
No. 1	2,070.00	3,526.45	100.00	689.60	1,724.19	
2	5,730.00	3,516.50	2,250.00	72.50	2,278.00	
3	3,880.00	1,991.36	60.00	56.00	1,142.50	
4	7,720.00	3,422.16	1,350.00	-	1,370.00	
5	3,210.00	3,471.15	-	57.00	528.25	
6	3,465.00	1,590.94	156.00	442.50	600.00	
7	1,755.00	1,379.10	240.00	35.00	978.00	
8	5,050.00	1,662.80	-	124.00	676.40	
9	3,600.00	3,187.00	60.00	96.00	1,540.00	
10	2,880.00	2,726.00	-	119.50	1,675.10	
11	4,590.00	2,194.10	3,000.00	443.50	1,580.00	
12	3,960.00	3,679.86	400.00	1,124.00	2,177.50	
13	7,100.00	6,645.00	-	277.80	700.00	
14	4,677.00	4,869.50	990.00	232.00	2,095.00	
15	5,400.00	4,111.76	130.00	1,054.00	1,678.97	
16	3,600.00	4,756.33	160.00	153.00	850.50	
17	4,070.00	2,216.58	110.00	353.00	677.28	
18	9,240.00	3,132.25	140.00	-	838.00	
19	4,980.00	3,920.25	-	46.00	604.50	
20	4,860.00	4,192.36	-	355.60	1,286.00	
21	5,250.00	7,171.90	800.00	205.60	951.00	
22	5,820.00	4,141.81	-	858.00	1,661.00	
23	5,400.00	6,971.10	3,960.00	697.00	1,554.50	
總計	108,307.00	84,476.20	13,906.00	7,491.60	29,166.69	
一戸當平均	4,709.00	3,672.88	604.61	325.72	1,268.12	

同

No. 1	-	7,500.91	-	-	-
2	-	4,286.00	-	-	-
3	3,032.00	4,854.00	-	-	-
4	-	23,806.50	-	-	-
5	-	12,653.74	-	-	-
6	-	22,866.00	-	-	-
7	-	8,102.16	-	-	-
8	1,417.00	22,203.00	-	-	-
9	-	16,100.00	-	-	-
10	-	23,520.17	-	-	-
11	5,085.00	21,278.51	-	-	-
12	3,825.00	9,484.50	1,400.00	-	-
13	2,475.00	22,631.00	-	-	-
14	-	44,925.00	-	-	-
15	6,125.00	23,682.00	-	-	-
16	13,000.00	30,175.00	-	-	-
17	2,700.00	16,289.00	-	-	-
總計	37,659.00	314,357.49	-	-	-
一戸當平均	2,215.24	18,491.62	-	-	-

費 の 構 成 (養蠶副業地帯)

類		第 二 類					類	
雑	費	計	小農具費	修繕費	動力費	借入 蓄力費	雇傭 勞力費	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円
	349.10	63.50	-	-	-	-	-	63.50
16.00	615.26	106.03	50.00	80.00	-	-	-	236.03
	561.49	72.00	-	20.00	-	-	57.00	149.00
	215.79	46.03	-	100.00	-	-	270.00	416.03
	358.80	80.00	60.00	75.00	-	-	100.00	215.00
	456.57	212.00	-	100.00	-	-	159.20	412.00
	276.60	40.00	100.00	45.00	-	-	-	344.20
15.00	259.28	58.00	-	147.00	-	-	-	205.00
	384.75	1.03	75.00	140.00	-	-	7.00	223.03
19.00	622.70	62.00	-	80.00	-	-	-	142.00
	184.60	280.00	-	125.00	-	-	-	405.00
9.60	584.80	84.00	100.00	120.00	-	-	95.00	399.00
	1,100.20	300.00	150.00	100.00	-	-	-	550.00
	786.50	220.00	125.00	130.00	-	-	314.40	789.40
19.00	621.01	35.50	50.00	150.00	-	-	-	235.50
18.00	322.12	5.50	-	100.00	-	-	-	105.50
	564.89	10.00	50.00	100.00	-	-	-	160.00
	310.76	115.00	-	115.00	-	-	-	230.00
	535.80	325.00	-	110.00	-	-	-	435.00
8.60	1,155.90	80.00	200.00	135.00	-	-	-	415.00
	612.20	90.00	-	135.00	-	-	-	225.00
	356.52	70.00	150.00	60.00	-	-	-	280.00
	1,365.34	375.00	150.00	-	-	-	-	525.00
105.20	12,600.98	2,730.59	1,260.00	2,167.00	-	-	1,002.60	7,160.19
4.57	547.87	118.72	54.78	94.22	-	-	43.59	311.31

上 (果樹地帯)

200.00	11,265.07	250.00	-	140.00	-	1,500.00	-	1,890.00
300.00	5,565.00	375.00	1,300.00	-	-	-	-	1,675.00
1,150.00	10,523.57	225.00	225.00	250.00	-	-	-	700.00
1,580.00	19,138.00	995.00	670.00	279.20	-	400.00	-	2,344.20
147.00	1,739.35	30.00	100.00	10.00	-	400.00	-	540.00
27.00	10,865.00	740.00	450.00	26.40	-	-	-	1,216.40
27.00	15,896.80	95.00	280.00	200.00	-	450.00	-	1,025.00
-	19,103.00	380.00	500.00	150.00	-	-	-	1,030.00
-	10,785.49	50.00	400.00	350.00	-	100.00	-	400.00
-	13,796.87	470.00	-	200.00	-	4,000.00	-	4,670.00
30.00	10,638.00	275.00	360.00	545.00	-	-	-	1,180.00
1,490.00	20,620.10	586.00	-	667.97	150.00	1,600.00	-	3,003.97
127.00	24,262.00	875.00	-	100.00	-	2,400.00	-	3,375.00
-	39,346.00	730.00	950.00	1,200.00	-	4,200.00	-	7,080.00
1,500.00	21,106.00	165.00	1,300.00	250.00	400.00	600.00	-	2,715.00
70.00	21,881.00	380.00	350.00	350.00	300.00	-	-	1,380.00
630.00	22,588.40	450.00	100.00	100.00	-	2,300.00	-	2,950.00
7,278.00	279,119.65	7,071.00	6,985.00	4,818.57	850.00	17,950.00	-	37,674.57
423.12	16,418.80	415.94	410.88	283.45	50.00	1,055.88	-	2,216.15

附表Ⅱの4 農 業 經 營

農家 番 號	第					
	肥 料 費	種 苗 費	飼 料 費	加 工 費	小 家 畜 費	諸 材 料 費
No.	円	円	円	円	円	円
1	59.00	132.00	132.50	-	10.00	15.60
2	135.76	200.00	2.00	45.00	95.00	21.50
3	34.99	299.10	210.00	-	-	17.40
4	107.55	66.00	-	-	-	42.24
5	240.20	96.00	-	-	-	22.60
6	78.00	55.40	-	-	-	322.17
7	98.10	90.00	-	-	60.00	28.50
8	134.08	39.00	-	-	10.00	61.20
9	121.75	48.00	-	-	20.00	195.00
10	94.60	261.40	90.00	-	150.00	7.70
11	89.00	52.80	-	-	-	42.80
12	138.00	190.00	200.00	-	-	47.20
13	965.00	24.00	-	-	-	111.20
14	214.50	102.00	360.00	-	60.00	50.00
15	366.81	162.00	-	-	-	73.20
16	180.20	96.50	-	-	-	27.42
17	140.14	154.00	240.00	-	10.00	20.75
18	149.72	143.40	-	-	-	17.64
19	221.80	228.00	-	-	-	86.00
20	970.90	54.00	-	-	-	122.40
21	77.00	225.00	35.00	-	200.00	75.20
22	96.00	57.00	-	-	-	203.52
23	315.10	439.00	15.00	-	500.00	96.24
總 計	5,028.20	3,215.60	1,284.50	45.00	1,115.00	1,807.48
一戸當平均	218.62	139.81	55.85	1.95	48.48	78.59

同

No.	円	円	円	円	円	円
1	4,114.50	685.57	-	780.00	-	5,485.00
2	230.00	1,460.00	-	-	-	3,575.00
3	7,245.57	600.00	-	-	-	1,528.00
4	10,923.00	2,095.00	-	-	-	4,540.00
5	1,039.35	230.00	-	-	-	323.00
6	7,394.00	1,884.00	-	-	-	1,560.00
7	5,770.54	275.34	-	-	-	9,823.92
8	8,964.00	4,650.00	-	-	-	5,489.00
9	6,503.36	1,512.13	-	-	-	2,770.00
10	6,293.21	1,073.16	-	-	-	6,430.50
11	4,405.00	2,800.00	-	-	-	3,403.00
12	7,721.10	785.00	-	-	400.00	10,224.00
13	12,105.00	2,230.00	-	-	-	9,800.00
14	18,781.00	8,010.00	-	-	-	12,555.00
15	7,400.00	5,265.00	-	-	-	6,941.00
16	11,331.00	4,975.00	-	-	-	5,505.00
17	15,913.40	910.00	-	-	-	5,135.00
總 計	136,134.03	39,440.20	-	780.00	400.00	95,087.42
一戸當平均	8,007.88	2,320.01	-	45.88	23.53	5,593.37

附表Ⅱの4 農業經營費の構成 (續) (養蠶副業地帯)

農家 番號	經營費 第一類 第二類	諸 負 擔			總 計
		公租公課	小 作 料	計	
No. 1	412.60	116.40	270.00	386.40	799.00
2	851.29	122.85	240.00	362.85	1,214.14
3	710.49	107.60	274.50	382.10	1,092.59
4	631.82	146.68	0	146.68	778.50
5	573.80	213.95	98.40	312.35	886.15
6	868.57	114.05	292.50	406.55	1,275.12
7	620.80	125.90	64.90	190.80	811.60
8	464.28	86.00	420.00	506.00	970.28
9	607.78	126.45	442.50	568.95	1,170.73
10	764.70	154.00	390.00	544.00	1,308.70
11	589.60	143.75	470.00	613.75	1,203.35
12	983.80	142.60	405.00	547.60	1,531.40
13	1,650.20	231.45	760.00	991.45	2,641.65
14	1,575.90	169.95	230.00	399.95	1,975.85
15	856.51	161.32	375.00	536.32	1,392.83
16	427.62	102.15	285.00	387.15	814.77
17	724.89	215.45	476.90	692.35	1,417.24
18	540.76	102.10	400.00	502.10	1,042.86
19	970.80	183.60	407.75	593.35	1,564.15
20	1,570.90	207.40	165.00	372.40	1,943.30
21	837.20	188.80	199.50	388.30	1,225.50
22	636.52	166.05	579.00	745.05	1,381.57
23	1,890.34	185.05	550.15	735.20	2,625.54
總計	19,761.17	3,513.55	7,798.10	11,311.65	31,072.82
一戸當平均	859.18	152.76	339.05	491.81	1,350.99

同 上 (果樹地帯)

No. 1	13,155.07	493.36	169.02	662.38	13,817.45
2	7,240.00	117.00	144.00	261.00	7,501.00
3	11,223.57	516.79	227.00	743.79	11,967.36
4	21,482.20	1,373.88	67.00	1,440.88	22,923.08
5	2,279.35	534.25	247.50	781.75	3,061.10
6	12,081.40	1,100.43	297.00	1,397.43	13,478.83
7	16,921.80	1,180.39	390.00	1,570.36	18,492.16
8	20,133.00	801.24	460.00	1,261.24	21,394.24
9	11,685.49	1,736.29	434.60	2,170.89	13,856.38
10	18,466.87	1,142.96	297.00	1,439.96	19,906.83
11	11,818.00	713.97	196.50	910.47	12,728.47
12	23,624.07	3,381.00	153.00	3,534.00	27,158.07
13	27,637.00	1,279.16	720.00	1,999.16	29,636.16
14	46,426.00	4,686.05	360.00	5,046.05	51,472.05
15	23,821.00	1,616.17	1,065.00	2,681.17	26,502.17
16	23,261.00	2,028.87	423.00	2,451.87	25,712.87
17	25,538.40	4,295.90	540.00	4,835.90	30,374.30
總計	316,794.22	26,997.68	6,190.62	33,188.30	349,982.52
一戸當平均	18,634.95	1,588.10	364.15	1,952.25	20,587.21